

規制の事前評価書

1 規制の名称

公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮領置等

2 担当部局

警察庁警備局警備企画課

3 評価実施時期

(1) 評価実施時期

平成26年10月

(2) 分析対象期間

平成11年10月から新法の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

国際連合安全保障理事会決議第1267号等は、国際連合加盟国に対し国際的なテロリズムの行為を実行し、又は支援する者（以下「国際テロリスト」という。）の財産の凍結等の措置をとることを求めているが、我が国は、マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策に関する国際協力を推進する政府間会合であるFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）から、国際テロリストの行う対外取引は外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）によって規制されている一方、同法の規制は、「外貨建取引、日本にいる非居住者や海外との取引がなされる場合が対象であるため、それ以外の場合に国内資産が利用可能となる可能性がある」等の指摘を受け、早急に必要な法制上の措置を講ずるよう強く要請されている状況にある。

こうした問題に対応するため、国際テロリストが所持している財産のうち、国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのあるものの利用を制限する必要がある。

(2) 規制の内容

ア 国家公安委員会により国際テロリストとして公告又は指定された者（以下「公告国際テロリスト」という。）が所持している金銭、有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券をいい、同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）貴金属等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項第40号に規定する貴金属等をいう。）土地、建物、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）その他これらに類する財産として政令で定める

もの（その価額が政令で定める額を超えるものに限る。以下「規制対象財産」という。）の一部（土地、建物、自動車その他携帯することができない財産として政令で定めるものを除く。）が、当該公告国際テロリスト及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること等の一定の要件のいずれにも該当しないと認められるときは、当該規制対象財産は国際的なテロリズムの行為のために使用されるおそれがあることから、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、公告国際テロリスト等に対して当該規制対象財産の提出を命じ、これを仮領置することができることとしている。

イ 公安委員会は、財産の凍結等の措置のため必要があると認めるときは、公告国際テロリストに対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとしている。

5 法令の名称・関連条項とその内容

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案第17条（仮領置）及び第20条（立入検査等）

6 想定される代替案

公告国際テロリストが所持している規制対象財産を使用する行為を公安委員会による許可制とし、公安委員会は、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為のために使用されるおそれがないと認められる場合には、許可をしなければならないこととする。

7 規制の費用

遵守費用

新法案については、公告国際テロリストは、その所持している規制対象財産の一部を仮領置されることとなった場合、その間は当該仮領置された規制対象財産を使用できなくなることから、当該公告国際テロリストには一定の遵守費用が発生する。ただし、公安委員会は、公告国際テロリストから当該仮領置された規制対象財産に係る返還の申請を受けた場合において、仮領置後の事情の変化により、当該規制対象財産が当該公告国際テロリスト及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること等一定の要件に該当するに至ったと認めるときは、当該規制対象財産を返還しなければならないこととしているため、遵守費用は一定程度低減される。

代替案については、公告国際テロリストは、その所持している規制対象財産を使用する前に、その都度公安委員会の許可を受けなければならないこととなり、頻繁に許可申請を行う必要があることから、高い遵守費用が発生する。

行政費用

新法案については、公安委員会に仮領置した規制対象財産の保管・引継ぎ、返還申請の審査、及び立入検査等の事務が生ずるため、一定の行政費用が発生する。

代替案については、公安委員会に規制対象財産の許可に付随する事務（許可、許可証の交付、許可の取消、立入検査等）が許可の都度生ずるため、高い行政費用が発生する。

その他の社会的費用

新法案及び代替案について、上記の費用以外の社会的費用は想定されない。

8 規制の便益

新法案については、仮領置により、公告国際テロリストが所持している規制対象財産の利用を制限し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを防ぐことで、我が国が国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することができる。

代替案については、公告国際テロリストによる規制対象財産の全ての使用行為を許可制とすることで、許可申請が莫大な数になることが想定され、公告国際テロリストの負担が大きすぎるため、実質的には実効的な審査が困難である中、脱法行為を完全に防ぐことができず、かえって実効性を損なうおそれがある。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、新法案の費用と便益を比較すると、一定の行政費用がかかるものの、便益の点では、公告国際テロリストが所持している規制対象財産の利用を制限し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使われることを防ぐことができるため、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、新法案と代替案を比較すると、代替案の方が新法案と比べ高い費用が発生する上、便益の点でも、新法案は国際的なテロリズムの行為のために使用されるおそれがある規制対象財産を公安委員会が直接管理することで、効果的に国際的なテロリズムの行為を防止することができる一方で、代替案は、脱法行為を完全に防ぐことができないため、代替案よりも新法案の方が便益が大きいといえる。

したがって、代替案よりも新法案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

なし。

11 レビューを行う時期又は条件

新法の施行後、公告国際テロリストの所持している規制対象財産に対する仮領置の実施状況等を勘案し、本規制によってもなお、公告国際テロリストによって規制対象

財産が国際的なテロリズムの行為に使用されるのを防ぐことが困難な情勢に至ったと認められる場合等必要と認められる時期にレビューを行う。